第１問

Ｘは、Ｚに対して、９００万円を貸し付けたが、Ｚは無資力状態にあるため、全く返済の目処が立っていない。Ｘは何とかして債権を回収すべく、Ｚの身辺調査を行ったところ、ＺがＹに対して５００万円の貸金債権を有していることを知った。

そこで、Ｘは、債権者代位権を行使して、Ｙに５００万円の支払を求める訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）。本件訴訟は適法に提起されたものとする。

一方で、Ｚは、本件訴訟の係属中に、Ｙに対して、ＺがＹに対して有する上記貸金債権の支払を求めて別訴を提起した。

Ｚが提起した別訴の適法性について論じなさい。

■ 解説

第１　本問で学ぶ答案の書き方

第１問では条文に要件効果が書かれている制度についての書き方を学習する。
この類型は、民法や商法と同じく、条文から要件抽出し、必要があれば要件を解釈し、問題文中の事実を使ってあてはめを行うという手順で検討すればよい。

第２　具体的な検討

１　設問の確認

まず本問の問いを確認すると、「Ｚが提起した別訴の適法性について論じなさい。」と書かれているため、訴訟要件の問題であることまでは当たりが付く。

２　問題点発見のプロセス

⑴　次に訴訟要件の問題ではないかということを念頭において事案を分析すると、本問では、ＸＹ訴訟（本件訴訟）が係属している状況でＺＹ訴訟（別訴）を提起してよいのかが問われているため、二つの訴訟が同時に並び立ってよいのかという点が問題の所在であることが分かる。

そして、二つの訴訟が同時に並び立ってよいのかという問題は民事訴訟法上、二重起訴禁止というテーマで論じられるため、本問は二重起訴禁止（142）の問題であるという結論にたどり着く。

⑵　このように説明すると簡単であるが、これはある程度知識が入っていないと難しい。二つの訴訟が出てきた＝二重起訴ではないかという思考は二重起訴という問題についての理解がないとできないからである。

そのため、すぐに問題点を発見できなくても、焦ることなくじっくりと知識の習得に努めてほしい。

３　142条の解釈

二重起訴禁止（142）の問題であると分かれば、あとは民法、商法などと同じく条文から要件を抽出し必要があれば解釈しあてはめという流れをたどることになる。

142条は「裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。」と規定している。

これを要件と効果に分解すると、要件は「裁判所に係属する事件」であること、効果は「当事者は、更に訴えを提起することができない。」である。

すなわち、142条は裁判所に係属する事件と同じ事件について訴えを提起することを禁止しているのである。

そうであれば142条の要件は事件の同一性ということになる。

では事件の同一性とは具体的に何が同一であることを意味するのか。

これについては、当事者の同一性と、審判対象の同一性であると理解されている。

4　本問へのあてはめ

⑴　当事者の同一性

本件訴訟の当事者はＸとＹであり、別訴の当事者はＺとＹであるため、一見当事者は異なるように思える。

しかし、二重起訴禁止の趣旨には既判力の矛盾抵触の防止も含まれるため、一方の訴え（別訴）の当事者（Ｚ）が他方の訴え（本件訴訟）の判決の効力を受ける場合も既判力の矛盾抵触の可能性があるので当事者の同一性を肯定する。

本問でも本件訴訟は債権者代位訴訟であるため、その判決の既判力は「他人」であるＺに及ぶ（115Ⅰ②）。

そのため、本問でも当事者の同一性を肯定することができる。

⑵　審判対象の同一性

審判対象の同一性は訴訟物の同一性を意味するというのが伝統的な考え方であるが、近年は訴訟物の同一性よりも広げて考える傾向にある。今回はどこまで拡大するべきかという議論には立ち入らない。

本件訴訟の訴訟物はＺのＹに対する500万円の貸金返還請求権であり、別訴の訴訟物もＺのＹに対する500万円の貸金返還請求権であるため、両訴訟の訴訟物は同一である。

よって、本問では審判対象の同一性も肯定することができる。

5　結論

以上より、別訴は142条の要件を充足するため、不適法却下となる。